

第 2 回

# 米流通システム検討会議事録

於：農林水産省三番町共用会議所

平成20年10月23日

**農林水産省**

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 議 事 .....	2
( 1 ) 委員要求資料の説明 .....	2
( 2 ) 意見交換 .....	1 4
3 . 閉 会 .....	4 0

注：意見交換におきましては、敬称等を省略し議事録を作成しています。

## 1. 開 会

枝元計画課長 御苦労さまでございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回米流通システム検討会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

最初に、近藤農林水産副大臣から御挨拶申し上げます。

近藤農林水産副大臣 委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日、石破大臣、公務のために出席ができませんが、大臣から皆様方には本日も御活発な御意見をよろしく願いいたしたいと申し伝えられてきました。

石破大臣が前回御説明申し上げましたとおり、今般の事故米穀の不正規流通事件を踏まえ、今後は問題が発生した際に流通経路を迅速に把握できるようにするとともに、消費者が米関連商品を自ら選択できるような仕組みが重要であると考えております。

このため、本検討会では米のトレーサビリティや原料原産地表示、それを含めた米の流通規制のあり方について見直しを行って、具体的なシステムの骨格を11月中に取りまとめることとしたところであります。前回の御議論でも委員の皆様方から大変御活発な御意見をいただきましたことを本当に感謝申し上げます。

本日は実務的に可能な制度の構築に向けて、さらなる忌憚のない御意見をお聞かせいただけますようよろしくお願いを申し上げ、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

枝元計画課長 それでは、初めにお手元に配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。資料は今日は1点でございます。「第1回米流通システム検討会における委員要求資料一覧」でございます。よろしゅうございますでしょうか。

あとお手元に第1回の配布資料につきましてファイルにしてお席にお配りをしてございます。必要に応じ、御参照いただければと思います。

また前回の検討会で御指摘がございました「販売」を軸とした米システムのあり方に関

する検討会」、これまで 16 回開催してございますが、ちょっと分厚くなっておりますが、その資料をお手元にファイルで配布してございますので、あわせて、御参照いただければと思います。

それでは、前回御欠席されました京都大学教授の新山委員を御紹介させていただきます。新山委員でいらっしゃいます。

新山委員 京都大学の新山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

枝元計画課長 本日の検討会委員の出欠状況でございますが、阿久澤委員、佐藤委員におかれましては御都合がつかず、御欠席との御連絡をいただいております。また相澤委員はおくれて御出席されると伺っているところでございます。

事務局から一点お願いでございますが、本検討会に対する関心、非常に高いこともございまして、前回同様、多くの一般傍聴の御希望をいただいております。可能な限り御希望に添えるようにということでございます。しかしながら、議場での直接傍聴には限界がございますので、一般傍聴の方々には、別室での傍聴をお願いしているところでございます。このため、まことに恐縮ながら、御発言の際には座長の御指名後、前にございますマイクの緑色のボタンを押して御発言いただき、発言後、そのボタンを押してマイクを切っていただきますようによろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

以降の進行は座長にお願いいたします。

## 2. 議 事

### (1) 委員要求資料の説明

吉田座長 それでは、ただいまから議事に入ることにいたしますが、第1回の検討会でもお知らせしましたが、本日は第1回の検討会で説明された資料に基づき、さらにフリーディスカッションという形で議論を深めてまいりたいと考えております。

まず最初に前回、委員の皆さんから出されました資料要求について事務局で整理していただいたものがありますので、御説明をお願いいたします。

枝元計画課長 それでは、私から資料に基づきまして御説明を申し上げます。

1枚目の目次のところがございますけれども、前回、御要求いただきました資料、1番から7番までございます。国家貿易の仕組み、流通の現状、用途限定で販売されている米

の流通経路等、また流通のコスト、あと米とか米加工品を使用した主な食品にどのようなものがあるか、また加工食品に関わる表示のルール、あと添加物について特にキャリーオーバーの話が出てございましたが、添加物の表示ということで要求いただいております。十分なもの、不十分なものございますが、資料を御説明させていただきます。

まず1ページから、「米穀の国家貿易の仕組み」でございます。これはMA米の導入の経緯ですとか、国内で生産調整する一方でMA米を輸入するという現状について、歴史的な説明をするべきとのことございました。若干小さい字で恐縮でございますが、最初に、歴史的経緯を若干御説明いたします。

1段落目でございますけれども、ガット・ウルグアイ・ラウンドは1986年、昭和61年に交渉が開始されました。この中では農業交渉ということで、農業についても対象とするということで、2段落目でございますけれども、先進国を中心とした農業保護の高まりによる農産物の過剰と輸出補助金の多用によります国際市場の混乱、そういうことを背景といたしまして、各国が共同して保護水準を引き下げていくということを主な内容として交渉が始まったわけでございます。

以後、紆余曲折等ございますが、4段落目ですが、輸出補助金等をめぐりましてアメリカとEUの対立等から非常に交渉は難航いたしました。そういう中で1991年、平成3年でございますが、12月にダンケル・ガット事務局長から最終合意文書案というものが提示されまして、その中身が4段落目の(1)(2)でございます。1つはすべての非関税措置を関税に転換し、一般関税とともに削減すること。当時、日本の米につきましては輸出につきましても許可制ということで、いわゆる非関税措置ということで守っていたわけでございます。(2)国内支持のうち、一定の政策を除き削減すること、輸出補助金について削減すること等が主な内容でございました。

5段落目ですが、その最終合意案の提示後、いろいろな交渉は難航しましたが、我が国は包括的な関税化に反対する従来からの基本的な立場を積極的に主張いたしましたが、大多数の国が包括的関税化を支持する状況の中で1993年、平成5年でございますが、12月にドゥニ議長より一定の要件を満たす農産物については関税化の特例措置を認めるということ等を内容とする調整案が提示されました。中身は後ほど御説明いたします。我が国といたしましては、UR交渉の成功、世界経済の発展、自由貿易体制の維持、強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ギリギリの決断として調整案の受け入れを決定したところでございます。

このように7年余りにわたりました交渉、平成5年12月15日に提示されました最終合意文書案の修正案を118の国、地域が受け入れるという形で終結をしたということでございます。

次のページでございますが、2ページはその中身でございます。農業合意の枠組でございますけれども、市場アクセスに絞りまして御説明したいと思います。

1995年から2000年までの6年間を実施期間と位置づけまして、2段落目ですが、市場アクセスは輸入数量の制限等の非関税措置を関税化する。またその実施期間におきまして、関税相当量を含め、関税率を農産物全体で平均36%、各品目ごと、最低15%の削減を実施するというような中身でございます。また、その後、現行のアクセス機会、いわゆる輸入量については維持・拡大するという事とともに、輸入がほとんど行われていない品目、当時、日本の米がこれに該当いたします。それについては実施1年目には基準期間における国内消費量の3%のミニマム・アクセス機会、これは称して「MA」と言っておりますが、最低輸入量を設定いたしまして、最終年には5%まで拡大をする。なお、食料安全保障等の非貿易的な関心事項の重要性を考慮いたしまして、関税化の特例措置として3つの要件を満たすもの、基準期間において輸入が国内消費量の3%未満であること、輸出補助金が付与されていないこと、効果的な生産制限措置がとられていること、これを満たす農産物についてはMA機会の引き上げの実施1年目の3%を4%とする。最終の5%を8%に加重するという事を条件に関税化を実施しないということが認められたわけでございます。

この(1)から(3)までの条件に日本の米は合致するという事でございました。このようなことで、こういう関税化の特例措置というものを日本としては選択をしたというところでございます。

以上が経緯でございます。それでどうなったかというのが3ページでございますけれども、以上のようなUR交渉の合意を踏まえまして、先ほどの関税化するかしないかという議論があり、関税化はしないということで、加重化されたミニマム・アクセスを受け入れるということの決断をしたわけですが、その結果がこうなったというのが3ページに書いてあるわけでございます。

3段落目でございますけれども、我が国は「関税化の特例措置」を選択して、当面、米の関税化を行わないかわりにミニマム・アクセスの数量を初年度4%、最終年度8%とすることを受け入れまして、1999年、関税化を受け入れたところでございます。我が国とい

たしましては、1999年に実施期間の途中でございますが、関税化の特例措置を廃止いたしまして、米の関税化に移行をいたしました。これによりまして、最終年度におけるMAの数量、これは8%というふうに加重されていたわけでございますが、関税化に移行したことに伴いまして、7.2%というふうに縮減されまして、現在、玄米ベースで76.7万トン、精米ベースでは68.2万トンのミニマム・アクセスを毎年度受け入れているということになっているわけでございます。

以上が大きな流れ、経緯でございます。

4ページは今御説明いたしましたモダリティなり、付属書でございます。

5ページでございますが、これに伴いまして米の生産調整を行う中でのMA米の輸入という御議論が前回、ございました。平成5年12月17日、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」の閣議了解の抜粋でございますが、「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き安定的な米の生産が可能となり、国民への安定供給が確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる米管理システムを整備する。」という閣議了解がなされているわけでございます。そういう観点から、後ほど御説明いたしますとおり、MA米の導入に伴う転作の強化ということとは行っていないというところでございます。

それで6ページでございますが、では、MAというのはいくつという義務なのかという議論がございます。それにつきましては平成6年に予算委員会で提示をいたしました政府の統一見解が(1)から(3)でございます。(1)「ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、米の国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。」(2)「ただし、米は国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、MAの機会を設定すれば通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。」ということで、通常、77万トン、玄米ベースで輸入をしているということでございます。(3)「しかし、我が国が輸入しようとしても輸出国が凶作で輸出力がない等客観的に輸入が困難な状況もあり得ないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて現実に輸入される数量がMA機会として設定された数量に満たなかったとしても法的義務違反が生じるものではないと理解している。」ということで、通常の場合、国家貿易品目として国が輸入する以上は、77万トンを入力する必要があるという状況であるということでございます。

以上がMAの政府統一見解でございます。

7ページは先ほど申し上げました関税化したときに8%が7.2%になったというのを、徐々にMAがふえていくグラフと関税化したときに、一番下の一番右の2000年、実施期間の最後、8%であれば本来は85万トン入れているところ、1999年に関税化したことに伴いまして77万トンにMAの数量がセットされたということをお示しした資料でございます。これはちょっと省略をさせていただきます。

続きまして8ページでございますが、貿易の仕組みということで、それではどのように輸入をしているかというのが8ページでございます。まずこの図を見ていただきますと、右の方に枠外税率というのがございます。これはミニマム・アクセス数量77万トン以外の部分、自主的に民間の方々が輸入をする場合に341円/kgという相当高い関税を設定しているということでございます。77万トン分のMAにつきましてはどのようなことをやっているかというのがその左の方でございますが、国家貿易によりまして一元輸入しておりますが、買入価格が下の方に書いてございます。それに輸入差益、いわゆるマークアップというものを上乘せをいたしまして、売り渡しを政府が行っている。政府が買って、マークアップを乗せて売り渡しを行う、このマークアップの上限というものはUR上決まっております。最高で292円/kgというところまでマークアップは可能だということでございます。実際には貿易でございますので、そのマークアップそのものはそのときどきの需給等々いろいろなことで、実績で全てが292円となっているということではございませんけれども、仕組みとしてはこういう仕組みで国家貿易のもと、ミニマム・アクセスをやっているということでございます。

なお、枠外で入るものも若干ございますけれども、ほとんどないと言って良いに等しい状況でございます。

以上が貿易の仕組みでございます。

このようなことの中でどうなっているかというのが9ページ、10ページでございます。前回は御説明いたしましたが、平成7年からMAの輸入を始めまして、20年の3月末現在の状況として、累計で輸入が865万トン。その内訳として、主食について91万トン、加工319万トン、援助222万トン、餌用104万トンということで、在庫が129万トンでございます。

なお、先ほどの転作との関係で申しますと、注に書いてございますが、主食用につきましては内外無差別という基本的な原則がございますので、日本の場合、お米はほとんど主食用に使われております。そういう意味からいたしますと、輸入したお米の一部はやはり

主食という形で海外のお米についての市場評価等をするということで、毎年、右の方にございますが、10万トン程度入れてございますが、これにつきましては注に書いてございすとおり、国産米の需給に悪影響を与えないために、これまでの平成7年から平成20年までの期間で主食用の91万トンを大きく上回る政府の国産米を援助ですとか飼料用に活用するということで、政府米、国内の政府が持っているお米を他用途に使うということで転作の拡大にはつなげていないということでございす。

右の方は単年度で言いますと大体、主食はもうほぼ毎年10万トン、加工につきましてはこれを中心に売買してございますが、20~30万トン程度、援助について10~20万トン程度、18年度から飼料用について開始をいたしました、40万トン、19年度は64万トン、このような平均的な販売数量になっているということでございす。

10ページは今申し上げたようなことを含めて在庫が積み上がり、飼料に販売するということも開始をいたしまして、20年3月末で129万トンの在庫を持っているというグラフでございす。

11ページ、ではどのような価格で輸入しているか、それぞれの国、どういう国から輸入しているのかというのが11ページでございす、主にアメリカ、タイ、中国、オーストラリア、その他ということで、ベトナムですとか、特殊なお米でインドとか、幾つかの国から入れてございす、下の方に輸入価格がございす。一般輸入というのは、これは主に加工用に回るお米でございす。これについては大体34円/kgから78円/kg程度、あとSBSと申しますのは、これは主食用で入れるお米につきましてはSBSという形で契約方式で輸入をしてございす、これは国によっていろいろばらつきがございまして、アメリカについて62円/kgから150円/kg等々、このような幅で入れられている。最近では海外の方のコメの価格も非常に高くなってきておりまして、百何十円というような状況でSBSの方も入っているという状況がございす。その他のところで343円/kgとかございす、これは非常に特殊な、インドのバスマティですとか、ジャスミンですとか、そういう極めて特殊なお米が非常に高い価格で入っているということでございす、大体このような60円台から160円、最近では200円ぐらいもございすけれども、そのような状況だということでございす。

続きまして12ページでございす、現在、このUR交渉の次期交渉ということで、ドーハ・ラウンド交渉というのが続けられているところでございす。これにつきましては、今どのような案が示されているかというのがこの紙でございす。ファルコナー議長によ

りまして示された4つのオプションということで交渉中のものがございますが、議長案としては下に載っているような4つの選択肢というものが示されているということでございます。

まず関税の削減という観点と、あと関税の削減の割合に応じて輸入枠、先ほど申し上げたMAですね、これの拡大、これのセットという形で案が提示されてございますが、現行は先ほど申し上げましたとおり輸入価格がございまして、341円/kgという関税を設定しています。それで一般品目と重要品目という仕切りがまず1つございます。一般品目の場合は関税の削減を70%削減しなさい、ですから341円の関税については102円にしなさいということでございます。例えば、輸入価格が100円だとすれば、202円/kgになるということでございます。この場合には輸入枠、MAの拡大というのはございません。あと重要品目、これは一般品目では国内のその品目、関税を7割削減するともものすごく大きな影響を与えるという場合、重要品目という形で関税の削減率を緩和することができるけれども、そのかわり輸入枠を拡大しなさいということで70%の2/3から1/2、1/3というような仕組みがありまして、例えば70%で2/3削減いたしますと182円/kg、1/3削減いたしますと261円/kgと、関税が高くなるほど、下の方にございますが、MAの拡大が大きくなるということで、3~5%から一番右の方で4~6%、このような交渉の案が提示されているということでございます。我が国としては重要品目というものについてきちっとその品目の数を確保すること、またMAについてもやはりこのような大きい拡大というのは非常に厳しいというようなことを中心に交渉に当たっているところでございます。

以上がちょっと急ぎ足でございましたが、前回御要求がございましたMAの経緯なり現在の仕組みでございます。

続きまして、13ページ、14ページの流通の現状でございます。これは申し訳ございませんが、1回目に御説明した資料と同様でございます。本来、ここは加工用とかいろいろな観点で分けをしていく必要があるかと思いますが、なかなかそこまでできていないというのがございます。ただ、前回も御説明いたしましたとおり、昔の食管、もしくは計画流通のころには出荷・販売、この農協から全農、経済連に販売委託されて、卸売業者を通じてスーパー、小売、また消費者の方に流れていく、また全集連を通して流れていくというのが基本的な流れでございましたが、16年の規制改革によりまして、今はどのような流れも自由にできるようになっているということで、農協が直接売られる分なり、生産者

が直接消費者に販売するようなもの、そのようなものも相当増えてきているということでございます。これは農家サイドの生産段階の方から見てどういう流れになっているかということで、約 631 万トン出荷・販売されておりますが、その流れでございます。

次に、14 ページは、前は余り詳しく御説明いたしませんでした。こちらの方は販売先の方から見てどういう流れになっているかということでございます。前回、外食とか中食にどれくらい流れているのかとか、コンビニにどれくらい行っているのかという御質問もございましたが、ちょっとコンビニでどれだけとか、そこまではわかりませんが大体これを見ていただきますと、一番上、これはいわゆる卸売業者にどれくらい売られているかということを見たものでございまして、それが小売なり外食、一般消費者にどのように流れているかということでございます。

2 つ目は、小売業者はどれくらい使っているかということで、大体 260 万トン程度ということで、卸から 210 万トン程度、また農協なり生産者なりから小売はこういうふうな形で買っているということでございます。あと外食、中食の方での使い方、これが年々ふえているという認識をしておりますが、280 万トン程度、外食、中食の事業者で使われておまして、卸を通じる、また小売から仕入れる、農協なり生産者から、これは非常に少ないですが、直接仕入れる、そのような、卸、小売から仕入れているという形が外食、中食の場合は多いということでございます。あと、様々なルートを通じまして消費者の方で 300 万トン程度消費をしている、そのような状況になっているということでございます。これにつきましてははできるだけルートをより詳しくわかるようにしていきたい、と思っております。

続きまして 3 点目、用途限定で販売されている米が幾つかございます。その経路だとか数量価格はどうなっているかということをお示ししているものでございます。3 つ載せてございます。

まず 1 つは MA、外国から政府が入れましたお米の加工用向けの流通でございますが、MA につきましては価格等の面で国内産で対応しがたい加工用を中心に供給をしております。その供給の仕方は上から 2 つ目の丸でございますが、毎月 1 回実施をいたします入札によります定例販売で政府が販売をしている。また、主食用に転売させないということで精米を破碎の上、「変形加工」と申し上げますが、変形加工した上で販売をしております。また、予定価格につきましては予定価格でございますので詳しくは御説明できませんけれども、加工原材料用として国内市場で競合関係にございます国産の屑米の取引価格、

これを考慮して価格設定をしているということでございます。政府から需要者、味噌とか米菓、米穀粉、焼酎、シリアル等の需要者に直接売る部分、またそれらの業者が県の組合をつくっております、その県の組合がまとめてお買いになって需要者の方に渡される分、また一部、中間の業者が砕精米をクリーニングして需要者に渡す、このような流れがございました。これは全体で約 600 の買受申込資格者がいらっしゃるところでございます。

ただ、今回の事故米穀の件もございまして、一番下の中間業者につきましては 20 年 10 月以降、販売の対象とはしないということで、10 月からはこの需要者に直接、もしくは需要者の団体でございます県の組合を通じて直接加工される方に MA の加工用は売ることに対応させていただいているところでございます。販売数量等については右の上、また販売価格につきましては大体トン当たり 8 万、年によっては、要は国内の競合する屑米の価格に大分左右される部分がございますが、このような 8 万 6,000 とか 7 万 5,000、8 万 5,000 というような格好になっているところでございます。

これが MA の加工でございます。

続きまして、16 ページ、MA の配合飼料用の流通でございます。飼料は主に海外からトウモロコシを輸入いたしまして配合飼料をつくっております。これについては御案内のとおり、港湾のサイロからバラの状態直接飼料工場に搬入されるという状況になっておりますので、米につきましてもバラの形態で飼料工場にお売りをすることが必要でございます。ただ、MA の場合と異なりますか、お米の場合は現在の流通は大体袋詰めでございますので、下の方にございますが、政府の倉庫では袋の状態が入っております。これをいわゆるバラ化中継基地というところに持っていきまして、ここで袋を破りましてバラ化して、そこから飼料工場、これは全国で 91 ございますが、そこに持って行く。この際、横流れ防止の観点から販売先の飼料団体、工場を限定しております。ともに、挽き割り等、加工した上で使用することを義務付けをしています。あと価格につきましては米に含まれます栄養素を餌の方で使います「こうりゃん」、「大豆油かす」で評価いたしまして、ピーターソンという方式で評価いたしましてその価格としておりまして、配合飼料の方の価格改定と合わせまして四半期ごとに価格を決定してございます。

その状況が次の 17 ページでございます。左は売渡数量でございます。平成 17 年度までは政府米の方を 32 万トン程度売っております。まだ当時は相当古い政府米も持っております。平成 18 年度から政府米の方も新しいものに相当切り替わりまして、MA の方を販売するようになりまして、18 年度 40 万トン、19 年度 64 万トンをこういう形で売って

おります。価格は右にありますとおり、先ほど申し上げたようにトウモロコシ、こうりゃん、大豆油かす等、海外からの輸入穀物価格が非常に上がっておりまして、それと平行で計算をしておりますので、売り始めの 17 円から 1 月、3 月では 35 円、最近では 40 円近くになっていると思っておりますが、そのような状況になっております。

以上が MA の飼料向けでございます。

最後に 18 ページ、国産の加工用米の流通の状況でございます。この国産の加工用米と申しますのはいろいろなルートがございますけれども、仕組みといたしまして、ここに載せましたのは主食用の生産数量目標の外枠として加工用米という制度を設けまして、生産調整の対象として、要は田んぼを生産調整するときに麦とか大豆とか野菜とか色々と生産されるわけでございますが、その主食用以外のお米ということでの加工用米を生産した場合にその生産調整の対象として扱うという仕組みとなっております。その仕組みが下に載っております。加工用米の範囲は左に載っておりますとおり、( 1 ) から ( 7 ) のようなものでありますが、これにつきましては 2 つパターンがありまして、生産者が全農もしくは全集連の全国団体に出荷契約を結び、全農なりが販売契約を需要者と結んで売るもの、あと生産者が直接需要者と結びつく地域流通契約という 2 つの仕組みがあります。その中で、国は購入契約数量に基づく計画の認定をしております。

量については、下にもありますとおり、地域流通契約は一番右にありますますが、これはほとんどありません。基本的には全農、全集連の全国団体への出荷契約に基づくものであります。価格もそこに、ちょっと小さくて恐縮でございますが、書いております。酒造用、米菓・味噌・米穀粉用、加工米飯用ということで、酒造用ですと 1 俵約 1 万円、米菓・味噌・米穀粉等ですと 1 俵当たり 6,000 円、加工米飯ですと 1 俵当たり 1 万円、大体このような価格で 17 年から 20 年まで、計のところを見ていただきますとおり、大体 18 万トン前後の契約がされます。先ほど申し上げた全農、全集連から需要者、図の右でございますが、全国団体として 10 団体、県の需要者団体として 172 団体、個別の需要者、72 企業、これらの方々に全農なり全集連の方から加工用として売っているということでもあります。

以上が用途限定のものでございます。

続きまして流通のコストでございます。これは私どもの方で現在、いろいろな農産物等につきまして流通コストの 2 割削減ということで推進をしている資料から取ってきたものでございます。19 年産をという御指摘でございましたけれども、下の注のところがございますとおり、生産段階、集出荷、卸、小売段階、様々な調査を使ってございまして、家計

調査等々、9月締めとかそういうものがございまして、19年産はまだちょっと数字が出ておりません。18年度米で御説明いたしますと、生産者の受取価格、これは粗収益ベースでございますが、2,162円、これは一応消費者がお買いになるということで、最近では5kg単位が多いですが、10kgでとりあえず表示をしております。10kg、3,320円の小売価格のものがどう分かれているかということで、生産者の受け取りが2,162円、あといわゆる卸価格に上乘せされる、その間の集出荷経費、農協の手数料ですとか販売対策費等々が約15%程度、それによりまして卸ベースで2,671円、それに今度は卸の経費が、約10%、人件費、運賃等がつきまして、卸売の価格ベースで2,800円程度ということになります。その後、卸から小売に行きまして3,320円ということで、16、17、18、そんなには割合という意味では大きく変わっているという状況ではございません。集出荷経費が15%、卸、小売がそれぞれ10%、大体このような感じになっているのではないかとございまして。

以上が流通のコストでございます。

続きまして、20ページは「米、米加工品を使用した主な食品の一覧」ということで、逐一御説明いたしません、米穀と米粉というふうなカテゴリーとして分かります。米穀については麴を使用するものとしてお漬物ですとか味噌、またお酒類、米穀を蒸して使用するということでおにぎりとかお寿司、ピラフ、チャーハン等々、そういうもの、あともちの方でもち、ちまき、おはぎ、このような蒸して使用するという加工品がございます。あとその他ということで米穀そのものを使って、例えばポン菓子ですとか玄米茶、もしくは食用の米油なりしょうゆ、米酢という米穀を使って加工されるその他の加工品というものがあるとございまして。あと米粉という形で粉にしてそれを加工したもののものが下の方でございますが、粉そのものということで、もちでは求肥粉なり道明寺粉なり、落雁粉なり、よく御存じのこのような粉がございます。あとうるちの方で上新粉等々、このような粉そのものがあるということで、これらについてはそれぞれの用途、団子に使うとかせんべいに使うとか、そういうことで製法なりが違って粉の名前が歴史的にいろいろあるということでございまして。あと米粉を加工としたものとして、その米粉の使用比率が高いものと低いものということで分けてございまして、ライスヌードルなりビーフン、団子、もち、せんべい、あられ、ライスペーパー、水飴等々、これは使用比率が高いもの、使用比率が低いものとして米粉パンですとかクッキー、ケーキ、洋菓子、和菓子のお菓子類、あと餃子なりシュウマイの皮、プレミックス等々、このような加工品があるということでございまして。あと米のデンプンを含む可能性があるデンプンということで、これ

らはいろいろなものに使われておりまして、缶詰類からソーセージ等々、水産の缶詰等々にも使われております。あとパン粉もそれに入るといふことで、このようなカテゴリーで大体米そのもの、もしくは米加工品といふことで、私ども、区分けをしているところでございます。

あと 21 ページがこの加工食品に関わる表示でございますが、前回ちょっと御説明が不十分だったのかもしれない。加工食品につきましては、JAS に基づきまして加工食品の品質表示基準というもので表示がなされております。それが左の義務表示事項でございます。なお、名称、原材料名、原料原産地名の原産国名、内容量、賞味期限、保存方法、業者の氏名、名称、住所といふことになってございます。

なお、原材料、原料原産地につきましては前回御説明いたしましたとおり、対象加工食品にあつては、原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品について以下により記載をするといふことで、国産である旨、原産国名といふことで、下の 印に書いてあるとおり、米加工品のうちこの原料・原産地といふものを表示する義務があるのは現状ではもちであるといふことでございます。あと個別に、例えば右の方ですが、みそとかしょうゆとか製造方法なり原材料という観点でさらに上乘せをする必要があるところが幾つか決まっております、代表例として例えばみそ、しょうゆを載せてございますが、米みそ、麦みそ等々と書けとか、しょうゆでありますと本醸造によるか混合醸造によるかで書き方を違えろとか、これはそれぞれの商品の特徴によりましてこのような上乘せがされているといふことでございます。

それは 22 ページの方で実際にどういふふうに表示されているかといふのを示したものでございます。名称、原材料名、例えばせんべいで言いますと名称、原材料名、内容量となつておりまして、原材料につきましてはその占める重量の割合の多いものから順に書いていきますよといふような形になっているわけでございます。あともちにつきましては、先ほど申し上げたとおり 3 つ目に原料原産地名がございまして、「国産」といふふうに書いてあつたり、もちの 2 の方にございます原材料名のところの「水稻もち米( 県産)」といふような形で書いてある、そのようなことでございます。

右の方は省略をさせていただきます。このような形で表示がなされているといふことでございます。

最後でございますが、添加物の表示でございます。添加物につきましては食衛法の施行規則に基づきまして表示をされておりました、記載順序につきましては JAS により定めら

れているところでございます。食品の添加物につきましては原則、物質名で記載するということになっておりますけれども、その例外といたしまして、3つほど例外があるところでございます。1つは加工助剤ということで、定義のところがございますとおり、加工の際に使用されるのですけれども、完成の前に除去されるもの等々、食品に影響が及ばないということで、例に書いておりますが、プロセスチーズをつくるときに重曹を用いました。ただ、加熱融解の工程で大部分が分解してしまうということで残存はごく微量だと、このようなものは加工助剤ということで添加物の表示を省略することができる。

また前回御質問がございましたキャリアオーバーですが、原材料の加工の際に使用されますが、次にその原材料を用いて加工食品を製造される食品には使用はされない。その食品に持ち越された添加物は効果を発揮しない、もしくはすることができる量より少ない量しか含まれていないということを「キャリアオーバー」というふうに言ってございますが、例えばせんべいの味付け用に安息香酸(保存料)を使用したしょうゆを用いました。ただ、せんべいができ上がったときに、そのせんべいの保存料としての効果はこの安息香酸は持たないということで、キャリアオーバーということで表示の義務はないということでございます。栄養強化ということで栄養を強化するようなもの、これらについては最後、24ページに載っておりますとおり、日本、アメリカ、EU等々、Codexも含めまして、ほぼ同じような表示が省略できる場合ということで、加工助剤なりキャリアオーバー、栄養強化目的というようなことで、それぞれ世界的にほぼこのような形で決まっているということでございます。

ちょっと雑駁でございましたが、以上でございます。

吉田座長 どうもありがとうございます。

## (2) 意見交換

吉田座長 それではこれから議論に入りますが、その前に、前回御欠席になりました新山委員に、事務局から第1回の議事の概要が送付されているものと思います。それを踏まえまして、新山委員、何かこの検討会の御意見等がありましたら一言お願いいたします。

新山委員 いきなりの御指名ですけれども、どうさせていただきますでしょうか、まず、前回出席できませんでしたので、議事録を拝見し、どのようなことを検討することが必要かということは多少考えてきたのですけれども、最初にまとめて申し上げさせていただいてよろしいですか。

吉田座長 結構です。

新山委員 そうしましたら、すでに今日配布されている資料に検討すべき課題というところが出ていますので、それを拝見していると、同じようなことがそこに記載されているかなとは思いますが、まず何を検討すべきかということについては大きく3点、課題、この流通システム改善の課題は何か、目的と言い換えてもいいかもわかりませんが、それは何かが1つ。それから、その範囲をどうするか、どこまでカバーするかというのが第2点。それからどういう方法をとるかというのが第3点という3つがあるかと思います。

それで、最初の課題ですけれども、この検討会は今度の事件を踏まえての米流通システムの改善ということですので、それから考えますところ、私はこれについても3つぐらいあるかなと思います。

まず第1点には、何らか予想できない事故が発生したときに迅速に対応できるようにということで迅速な回収、流通ルートの特定ができるようにするということが第1点だと思います。これは資料にもあったように思います。

もう一つ、事故対策に第2点を考えておくことが必要なのではないかと思います。何かと申しますと、これはもうあらかじめ事故を防ぐために用途以外のものが混入しないようにする仕組みの検討、言葉を変えますと、コンタミネーションの防止のシステムを先につくっておくということを検討すべきなのではないか。その方が話が簡単なのではないかと思います。それは後で述べます。

第3点が、やはり表示が課題に挙がっているのだらうと思います。ただ、その場合は何を表示するかということよりも、今回は表示と内容が一致するようにするという表示の正確性の確保をいかにするかということの方が課題になるのかなと思っています。

それでこの3つを考えましたときに、私はどれもトレーサビリティが基礎になる、それを実施するためにはトレーサビリティの確保をすることが基礎になるとは思います。幾つかの点で若干手法が異なるし、それから場合によっては幾つかの手法を併用することが必要なのではないかという気がしています。

それから次に範囲ですが、範囲も大きく2つの点で考えなければならぬだらうと思います。第1が米の種類ですね。その米の種類はどこまでをカバーするかですが、今日もかなり御説明がありましたが、1つは用途として主食用と工業用に分けられる。主食用につきましても、家庭用、加工用、業務用、ちょっと主食用という言い方が不適切かもわかりませんが、申し上げたいことは、家庭用、加工用、業務用、食べるための、それと

工業用という用途の違いがあるということ、それから米の種類そのものに、これもすみません、言葉が正確ではないかもわかりませんが、正規米と申しますか、通常米、それから事故米ですね。例えばカドミウムに汚染された米、それから今回のようにカビ毒のあるカビが発生したような米、当初から食用に回せないと判明している米が1つのカテゴリーであると思います。それから、政府米である超古々米、それからMA米ですね。それは今日詳しく御説明がありましたが、MA米自体、さらに幾つかの用途に分けられるように拝見しました。それから、あと規格外米、屑米ですとか返品米ですね。こういったことがトレーサビリティということを考えるならば、それぞれのカテゴリーを分けて検討する必要のあるカテゴリーということになるかと思えます。

それからさらにそれ以外に飼料用米、これは自給率の向上ということも考えますと、これから飼料用米の生産ということは大いに期待される場所だと思いますので、生産が可能なように、飼料米の生産が振興できるようにすることも考えて対策を取っていくことが必要かと思えます。

これらのお米の種類と用途、その関係がどうなっているのかをよく整理してかからないといけないと思いますが、その上でどこまでどのようにカバーするかを検討していかなければいけないのではないかと思います。

それから範囲の第2点がフードチェーンの各段階だと思います。まず最初の段階が農家の段階ですけれども、少し考えてみますと、米の場合は他の品目と違ってここに米特有の困難さがあるのではないかと思います。と申しますのは、先ほども御紹介の中に入っておりますが、米は縁故米、無償譲渡米という形でたくさん渡されていきますし、それから直販米がございます。例えば、こういう部分につきましてはトレーサビリティの最も基礎とされる単純な記録、だれからいつどこへ販売したか、そういう記録さえ簡単ではないのではないかと。また米をつくっておられる農家は非常に幅がありますので、どのレベルの農家までカバーするのか、販売農家、自給用米だけつくっておられる農家、いろいろございます。そういう点をよく整理してかかれないと、制度はつくったものの実行可能性が低いという可能性が生まれてくると思います。あるいは、非常にできない無理を強要するということにもなりかねないと思います。それから2点目がフードチェーンの一番川下についてだと思います。これは業務用、加工用、先ほど詳細に御紹介がありましたように、非常に多様な用途の製品に使われておりますので、それをどこまでカバーできるようにするのかということがあると思います。

それから3番目に、逆に戻って川中の部分を申しますが、これは卸段階、そして小売段階がありますけれども、ここの段階では特にトレーサビリティを考える上で重要なのは、米がどの単位で梱包されているか、あるいは梱包されていないのか、いずれにしても各段階で荷姿がどうなっているのか、そしてそれからどの段階でどのように混米されるのか、この混米の状態を把握するというのは決して特殊なことではなく、トレーサビリティを考えるとときにはプロセスでの原料や製品の統合、分割の実態を押さえるというのが原則ですので、そういう意味でどのようになっているのか、これは現場の状態、流通の状態を幾つかにパターン化できると思いますので、典型的なパターンについては現場を見て整理することが必要なのではないかと思います。その上で、識別がどこまでできるのか、どこまでならたやすいのか、どこからは困難なのか、そういうことを整理していくことが必要なのではないかと思います。

それから、大きな検討課題の3番目の方法ですけれども、今現在日本で義務化されているのは牛肉ですけれども、牛肉よりはるかに難しいのではないかと直感的に思いました。先ほど申しました範囲、流通の実態を考えますと難しいのではないかと思います。それで、方法として考えられるのは、トレーサビリティの基本になります記録ということがあると思います。その記録につきましても最もベーシックな、だれから仕入れてだれに販売したかというレベルの記録と、それからどの原料をどの製品に使ったかという内部トレーサビリティと言われるものの記録と2段階ありますので、そのどこまでを確保しないといけないのかという検討が必要かと思えます。

それからもう一つの方法として、方法の併用が必要なのではないかとということを初めに申しましたが、特に米の場合を考えますと、今度の事件にも関わりますけれども、やはりあらかじめコンタミネーションを防止する仕組みをつくっておくことが健康被害を防ぐ重要なことかと思えますので、そのことを考えますと、例えば先ほど申しました記録という通常のトレーサビリティの手法以外に考えられることがあるのではないかと。やはり米の流通というのは非常に複雑ですので、例えば今回の事故米も様々な加工品に使われたわけですね。そういうことが起こらないようにするのを簡単にしようとすると、まず確実に健康への悪影響を防ぐということについては最も第一の課題としてそれを簡単にできるようにする方法を考えておかないといけないのではないかと。

例えば、その方法として考えられるのが簡単に言えば色をつけるということかなと思います。現在も私はちょっと正確には知りませんが、カドミウム汚染米などは色をつ

けてコンタミネーションが起こらないようにしているというふうにも聞きましたので、そういうもう汚染されているということがわかる米は最初から色付けをして食用にまざらないようにしておくということになりますと、とてもリスクが減るのではないかと思います。

同じことが飼料米についても言え、これは初めから食用目的にしていけないわけですので、それが食用の米にまざらないようにしておけば、安心して飼料米の増産に励めるということにもなるのではないかと思います。ほかにも方法があるかも知れませんが、確実に分別できる、食用のルートに入らないようにするという方法を考えることができれば、多少措置がとりやすくなるかなと思いました。

それで、そのようなことを検討していかないといけないと思いますが、その上でどこまで流れを透明化できるかということが結局コンタミネーションを防げるか、それから事故発生時の回収や流通ルートの特定を迅速にできるか、表示と内容の一致を図れるかということに関わってくるかと思います。

それで、そのために先ほど申しましたようなことを検討してトレーサビリティのレベルを検討し、確定していく必要があると思いますが、これは目的を達成するために最低限必要なレベルはどのレベルかということと、それからもう一つは事業者の方々が一定の努力によって、一定の努力は必要だと思いますが、一定の努力によって現実的に実現可能なレベルは何か、ともかく実効性のある方法でないといけないと思いますので、実行可能なレベル、実行可能な方法は何か、それと必要な要件を満たすこと等のバランスをどのように図っていくかという検討が最終的には非常に重要になるかなと思いました。

大変長くなり、いきなりトレーサビリティに関する検討課題についての意見に入ってしまったが、以上のようなことを考えました。

吉田座長 総括的な御意見、ありがとうございました。

農水省の方で何かありますか。

枝元計画課長 いえ。

吉田座長 それでは、これから議論に入っていきたいと思いますが、第1回の資料及び先ほどの事務局からの提出資料を含めて議論をしていきたいと思いますが、各委員の御意見を願いますに当たって、各委員の方々には前回、第1回の資料9の検討すべき課題がお配りされております。ここに5ページにわたって、これは前回の資料9を皆さん、メモがしやすいよう、あるいは発言しやすいように事務局につくっていただきました。1がトレーサビリティで、その幾つかの課題ですね。2ページまでトレーサビリティですね。そ

れから、原料米原産地表示が3ページです。3番目が流通規制ということで、あとそれから罰則の強化という4つの点であります。今、新山委員からこれよりさらに幾つかの論点を出していただきましたが、新山委員の意見も踏まえて、皆さん、少し活発な意見をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。

阿南委員 質問してもいいですか。

吉田座長 どうぞ。

阿南委員 御説明、ありがとうございました。少し質問させていただきたいと思います。

まずきょうの委員要求資料の中で何点かあるのですが、9ページのMA米の販売状況のところでは主食用の91万トンということが出ておりますけれども、これは輸入数量の中の91万トンの主食用に使うということなのか、下の注には「91万トンを大きく上回る量の政府国産米を援助用・飼料用に活用」とあるのですが、このことの関係をもう少しはっきりと説明してください。

それと、次は15ページになります。「MA米の加工用向けの流通状況」のところの政府からのMA米販売ということなのですが、これは前回御説明がありました委託変形加工業者という者にまず販売するというで考えていいのか。そして今年の10月以降は中間業者を販売対象としないとありますけれども、これはこの前ありました中間流通事業者のことなのか。それを外す理由を簡単に説明してください。

それと次が17ページです。売渡数量の推移のところですが、「平成18年7月に国産米からMA米に切り替えて供給している」とありますが、この「切り替えて」の意味をちょっと簡単に説明してください。

それと次の18ページで加工用米の流通状況です。MA米も加工用米に使われているわけですが、この仕組みのところでは生産者から契約関係が出ているわけですが、この生産者のところは国も販売者ということで考えていいのか、具体的に記載はされていないのですが、御説明いただきたいと思います。

以上でございます。

吉田座長 それでは、お願いします。

枝元計画課長 4点御質問いただきました。

まず9ページでございますけれども、もう一回御説明申し上げます。すみません、わかりづらかったかもしれせん。

MA 米につきまして、平成 7 年から平成 20 年までに数量、総量で 865 万トン、そのうち主食用に 91 万トン販売したということでございます。これは年平均にいたしますと、右にございますとおり、1 年当たり大体 10 万トンを主食用に販売をしている。これは MA 米を主食用に販売しているという意味でございます。あと、この注に書いてございますのは、5 ページの方で御説明いたしましたけれども、この MA 米を導入することに伴って要は転作の強化を行わない。逆に言いますと国産米の需給に影響を及ぼさない、主食用に供給をいたしますと、当然ながらその主食用の供給量というのが、外国産が入ることによって消費がもし一定だとすれば、今現在、年々下がっているわけですが、当然ながらその消費を外国産が奪う形になりますので、その結果として転作を強化しなければいけないということになるわけでございます。そこを避けるために、ここで言っております注はこの 91 万トン、MA で主食に販売をした 91 万トンよりもより大きく上回る政府が持っている国産米を主食以外の援助とか飼料に供給することによって、この MA が入ることに伴って需給を乱さないようにしている、そういう意味でございます。

すみません、御理解いただけましたでしょうか。

阿南委員 要するに、限度を設けているということですね。

枝元計画課長 はい……。

阿南委員 91 万トン以上は使わないということですね、MA 米を。

枝元計画課長 いえ、MA 米を供給する以上に国産米を主食以外のところに使うことによって、MA 米が国内の国産米の需給に影響を与えないようにしようと、そういうことでございます。

阿南委員 影響を与えないようにする理由はわかるのですが、要するに、91 万トンを上回る量の国産米をこちらの援助用と飼料用に渡しますよということなのですね。

枝元計画課長 そうでございます。

阿南委員 わかりました。

枝元計画課長 あと 15 ページでございますが、これは「委託変形加工」という言葉にございますとおり、国が需要者に売り渡す場合に変形加工工場に委託をしております。ですから、ここにのってきていないのですが、政府から矢印があって、破碎精米の下に「変形加工」と書いてございますが、この過程において、まず政府が委託変形加工工場に委託をして、そこで破碎をいたします。そのお米はまだ政府の所有物でございます。その破碎したお米をこの需要者の方にお売りをするという意味でございます。

阿南委員 委託変形加工事業者は、そうしますと、そこに売るわけではないということですね。

枝元計画課長 売るわけではないです。

阿南委員 事業者は政府の機関なのですか。

枝元計画課長 いえ、違います。民間の企業なのですけれども、破碎をする、要は米を割ることをその会社に委託をしているということでございます。そこに売るわけではなくて、割ることをお願いをして、その割ったものを政府が実需の方に……。

阿南委員 割ったものが売られるということですね。

枝元計画課長 売られるということでございます。それで、この中間業者のところは前回御説明いたしました中間流通業者と同様でございますけれども、今回はこの加工用米というものについて、今回の場合は事故米でいわゆる破碎をしていなかったのいろいろなことが起こったわけでございますけれども、MA 米というのは基本的には加工用に使うということでございますので、直接その MA 米を加工に使う方に売る、要は中間が入れば入るほどそこでほかのところに行く可能性が増えるということでございます。そういうことから、MA 米につきましては、これまで数としてはそんなにたくさんございませんでしたが、中間業者の方にも一部売っておりましたが、10月以降はもう実需者本人、要は MA を加工して例えばお菓子ですとか味噌ですとか、お酒ですとか、そういうものをつくられる加工会社そのものに直接売るようにいたしました。そういう意味でございます。

阿南委員 すみません。この委託変形加工事業者は、要するに第一段階の破碎をするということですか。

枝元計画課長 そうです。

阿南委員 そして、これまであった中間流通事業者のところ、それまでは第一段階破碎よりももっと自分たちが粉にしたり、いろいろしていたということですね。

枝元計画課長 「クリーニング」と書いてありますが、これは砕精米と破碎精米というのは政府のところ、MA 米の販売としてございます。それで砕精米というのは、これはもともと割れたお米を輸入しているものでございます。ところが、日本と違いましてと言ったらちょっと失礼なのですけれども、やはり輸入した国によってはいろいろな石ころだとかそんなものがいろいろ入っているものがございまして、これの石ころを取り除くとか、そういうことを「クリーニング」と業界用語で申します。ですから、この中間業者の方々は主にこの砕精米を買って、そこで石ころだとかいろいろ除いてそれでこの業者の方に売

るということでございます。それで2つ目に破碎精米と書いてございますのは、これは私どもが食べておりますお米と同様に粒の状況で入ってまいりまして、この粒ですとそのままお売りをいたしますと主食用に流れる可能性があるので、これは変形加工工場の方に委託をして破碎をする、そういうことでございます。

阿南委員 そうですか。そうすると、もともと入ってきた破碎米をクリーニングするためにこの中間業者があったということですね。

枝元計画課長 そうです。

阿南委員 そこにはもう売りませんよということですね。

枝元計画課長 政府としては直接売らないということでございます。

阿南委員 わかりました。

枝元計画課長 続きまして17ページでございますが、この「切り替えて」という意味でございますが、要は17年までは政府米で相当古いお米、例えばちょっと正確ではございませんが、11年産とか12年産とか、そういうお米がまだたくさんございました。それで、冷蔵倉庫で保管をしておりますけれども、相当古いお米は国産米につきましても主食の方にはなかなか向かないようになりますので、相当古いお米は従来から飼料の方に回しておりました。17年度で32万トン回したわけでございますけれども、このあたりから政府米そのものの年産構成が非常に新しくなってまいりまして、ほぼ現状ですと3年前のお米までしか今、私どもは持っておりません。3年前のお米ですと主食に何か不足をした場合に国民の方に供給をしても、そんなに遜色なくお食べいただけるということがございまして、今はもうそういう意味では飼料に売るとような古いお米というのは、国産は持っていないということでございます。他方、MAにつきましては先ほど見ていただきましたとおり在庫が非常に積み上がるという状況の中で、国産の飼料に売る部分がなくなってきたので、それに替えてMAを売ることになった、そういう意味でございます。

阿南委員 そういう意味なのですか、わかりました。

枝元計画課長 わかりにくくて申しわけございません。

最後、18ページでございますが、これはすみません、ちょっと資料のつくりが悪いのですが、ここで言う「加工用米」というのはいわゆる国産の加工用米でございます。ですから、政府が売っているものではございませんで、農家の方が加工用のお米、例えば酒造用ですとか、米菓用とか味噌用、それ用にお米をつくられる。それを全農なり全集連に出荷の契約をして、そちらの方に出荷をされる。それで全農なり全集連はそれをお酒とかお菓

子とか味噌とか、こういうものをおつくりになっている需要者の方々に売るということで、これは完全に農家の方々がおつくりになっているもので、国は関係ございません。国はこういう取組自体が生産調整との対象になりますので、その計画の認定をしているという立場でございます。

阿南委員 わかりました。

吉田座長 よろしいですか。

それでは、いろいろ御質問もあれば出していただけるし、少し議論をして今後の方向を決めていきたいと思っておりますので、どうぞどなたからでも結構ですが。

それでは、ちょっと新山委員から出たトレーサビリティの基礎となる部分で、これは多分、来週から業界のヒアリングのところになってくると思うのですが、川崎委員、今、JAグループの扱っている米は出荷者と売り先はほぼ全部できるということと、もう一つは多分生産履歴を相当やっているのですが、大体どのくらいJAグループとしたらトレーサビリティの基礎が米としてできるかというのをちょっと、次回また米本さんがやってくれるかもしれませんが、ちょっと少しそういった立場で新山委員のトレーサビリティの基礎となるものは生産段階でどこまで可能かということを含めて少し話していただいて、それ以外のことで結構ですから。

川崎委員 座長の御質問にきちっと答えられるかどうかというのはちょっとありますけれども、先ほど新山委員の方からありましたとおり、後で消費のところもちょっと御意見を述べさせてもらいたいのですけれども、生産段階は本当に生産レベルというのは非常に、レベルといいますか、どういう人がつくっているかということ、非常に多様な人がつくっているわけですね。国の統計でもあるとおり、米の生産農家自体は200万戸ぐらいいるわけですから、そういう人たちがつくっている、いろいろな規模の人がつくっている。それもそれを集めてどこかに売りますよということですが、例えばその際、全農というふうなことで言いますと、全農、いわゆる県域のところを統合したりしているのですけれども、それと経済連などを含めても大体全農段階に集まってくる米というのは330万トンぐらいのレベル、330万トンぐらいあるわけです。そこがまずどこの農協のものがどこに出荷されるかというのは、これは当然産地銘柄別にわかるということになっていると思います。

ただ、そのときのロットですけれども、当然、ほとんどの米は基本的には農産物検査を受けるわけで、全農が取り扱う米は農産物検査を受けているものというふうなものが、ま

あ肩米とかもありますからすべてというわけではないのですけれども、そういうものについては当然フレコンなり、袋に入っているというレベルはありますけれども、どこの農協から出て、それは農産物検査を受けているわけですから、農産物検査の段階でだれが生産したかということとか、いつ受検したかということはわかる仕組みになっています。

あとはもう一つ、その基礎として JA 段階でどういう取り組みをしているかということから言えば、いろいろこういふ何年か、5、6年の間にそういう取り組みは相当進んだと思うのですけれども、生産履歴の記帳というのは各農協段階で、レベルは正直言っているいろいろあると思いますが、履歴の記帳の取り組みというのはしていると思います。我々の中での取り組みで言うと JA 米と言っているのですけれども、大体 JA 米の数量自体は200万トンを超えるレベル、250万トンぐらいのレベルまでは来ていると思いますが、そういうものは履歴の記帳というのを農協さん段階でやっている和我々としては理解をしています。

ただ、新山委員からもありましたとおり、それをやるに当たっての労力というのは相当大変な労力でありまして、生産者の方もみんなバリバリの後継者の方というわけではありませんから、いろいろな年配の方もおりますから、その履歴の記帳もちゃんとしてもらうためには、なるべく元々生産履歴をどういう形でつくったらいいとかという栽培暦みたいなものがその地域、地域にありまして、それに基づいてどういう農薬をやったり、そういう基本的なものがあって、それに基づいてこれをきちんとやっているかどうかという感じで履歴の記帳というものはやるわけですね。したがって、そういうレベルではありますけれども、それがすべてそういうふうになっているかということ、先ほど言いましたとおり、米自体は800万トン以上取れるわけですから、その中で無償譲渡もありますし、自家消費もありますし、無償譲渡、縁故で行っているものもあるわけですね。現実的に有償譲渡として流通するものというのはその外にあって、我々の農協グループが扱っているというのはそのうちの大体300、まあ農協段階というともうちょっとあるかもしれません。400万トンぐらいあるかもしれませんけれども、それもまた先ほどの資料にございましたとおり、全国段階まで委託が上がってきて販売される量というともた330万トンぐらいになりますよと、こういう世界になっていますから、いろいろな段階があって、すべてその同じようなレベルの米が流通しているかということ、そういうことではないと思います。逆に言うと、縁故などの米というのはむしろ検査をしないで流通しているものも当然あると思います。

ですから、いろいろな人がつくっているということと、レベルがいろいろあるというこ

とと、その中で全農とかそういうところに委託されているものは、多くのものは基本的には農産物検査を受けていますよ、どこから出たかというのはわかりますよということと、加えて、すべてではないですけども、履歴の取り組みはしていますよという感じになっていると思います。

それをじゃあどこに売るのがかということなのですけども、それは売ったところは、買っていたところはどこかというのは当然わかるわけですね。そこはわかりますよということです。ただ、現実的には買っていた多くの販売業者というのは、今はそういう区分はありませんけれども、大部分が卸売業者の方に全農の場合は売っている場合がございます。したがって、卸売業者の方はそれを、私が言うのもあれですけども、それを例えば量販店に売りますよということで、精米として販売しますよというルートも当然ございますけれども、それだけではなくて、いわゆるコンビニのベンダー、いわゆるおにぎりなり弁当をつくる人に売って、そこでつくったものをまた今度はコンビニで売られるという流通形態のところもでございます。そういうふうになっていますから、卸のところまではどういふ我々の米が行っていますよということとはわかりますけれども、その先というのはまた非常に分化しているわけですね。それ以外にも原材料という用途もございまして、いわゆる酒用であるとかそういうふうなところ、酒屋に直接売って使ってもらっているとかということがあります。こういうふうな状況になっていますので、当然売ったところはどいうところに売りましたかというのはわかる。どこの米をどこに売ったというのはわかるわけですけども、その先でどうなっているかというのは、この資料にもありますとおり、その先、非常に多段階というふうなことになっていますね。

あと当然、これは私が言うことではないかもしれませんが、量販店で使われる場合は産地、品種、銘柄だけで単品で売るといのが主流ですけども、そうではない場合もあるわけですね。その卸の過程でいわゆるブレンドされる場合もあるし、業務用の場合はそういうことも非常に多いわけですね。それはやはり炊飯特性とかそういうことから、そういうものを見ながら使われているということがあります。だから、そのところをどういふふうにつまえるのかということがあります。

したがって、先ほど新山委員がおっしゃいましたとおり、私も前回は申し上げたのですが、全体のいわゆる流通の川上から川下をどうとらえて、どこの範囲のところを議論していくのかというのがちょっとないと、そこについての共通認識のところがないと、整理をすべきことというのは私も新山委員が先ほどおっしゃったようなことだと思うので

すけれども、生産段階を見ても消費の段階を見ても幅がすごく広いものですから、そのところの現状認識をまず一致させて、どういうところを議論していくかということがないと議論が非常に散漫になるのかなということを率直に思うわけです。

あとこれは座長に対する御意見ですけれども、もう一つは、これをどういうふうに、当然トレーサビリティをやる上での1つの土台とするのか、あるいは消費者選択のための思想的な観点とするのか、それはいろいろとらえ方があると思うのですけれども、例えばそういうふうにならざるやっていた場合、消費の段階では非常に多様性があるという状況な形で米は消費されているわけですね。精米として買って自分の家でといて使うというのがありますし、先ほど言いましたとおりにぎりになったり弁当になったりして消費されるということがあります。精米の段階は今、JAS法という表示の世界で整理をされているわけですけれども、極端な言い方をすれば、業務用とか、例えば外食、そういうところというのは、これは原料、原産地の問題なのでしょうけれども、私が言うのと原料、原産地の話が直接合うのかどうかちょっとわかりませんが、そういうところというのはどういう原料を使っているということは、例えば業務用であるとか、おにぎりであるとか、あと外食で出される御飯が何なのかということについて、そのことが例えば国産なのか、国産の何なのか、外国産なのか、外国産の何なのかということについて整理するものが今ないわけですね。そういうところをまず1つピシッとしながらさっき言った全体の流れを認識して、どこでどういう措置をしないと全体の流れが整理できないのかということの議論がなかなか難しいのかなと。

私などの立場からすれば、消費のところの原料、原産地みたいなものもはっきりしてしまっただ方が国産の消費拡大とかというためには非常にいいのではないかなというふうには思うのですけれども、全体のトレーサビリティを考える場合でもそういうふうな議論というのは必要なかと思えます。

ちょっと的外れなところがあって申しわけないですが、以上です。

吉田座長 どうもありがとうございました。

本当にこれは範囲が広いので、最終的にはどこのところに絞るかということにならざるを得ないと思いますが、川崎委員からいろいろ出ましたから、今度は川下の方の立場から少し御意見があればと思いますが、どなたでも結構ですが、外食関係ですと樋浦委員と森下委員、どうですか。

森下委員 今、川崎委員からいろいろ外食等について御意見を賜ったわけですが、

外食、特に先ほど新山委員からもございましたが、チェーンというカテゴリーで言いますと、これは前回相澤委員もおっしゃっておられましたように、何か1個、事が起こればその会社自体がなくなるというぐらいなトレーサビリティの今厳しさでございますので、これらに関しては、特に米については今、川崎委員がおっしゃったように全農からというか、各経済連のどこの農協のどこのカントリーエレベーターのだれがつくったどこの田んぼのものです。そこから何百トンを入れて、それはどこの卸にというか、どこの精米業者に行き、ブレンドは当然しますけれども、ブレンドをする場合は違ったB県のどこの農協のどこのカントリーエレベーターを何%使っていますと、今現状ですね。これが季節によって変わりますので、その変わった段階ではまた全部それはトレースします。なおかつ、購買企画書というものが完全に整備されない限りは取引をしないということまで取り決めております。ただ正直なところ、これが個人業者で、例えば御自宅で定食屋をやられている、そういう方に対して小売のお米屋さんが持ってこられるお米というのはどれだけトレースできるかという、それは非常に疑問ではあります。ですから、議論を2つか3つぐらいにまず分けてやられた方がいいのではなかろうかと思うのが、これもMA米をまずどうしようかという話をするのか、国産もひっくるめてやるのか、あるいは国産をまず先にやるのかというのを議論を分けた方が非常にわかりやすいのではないかと思います。

先ほど新山委員が言われたように、MA米が非常に心配だというのであれば、事故米については色をつければいいでしょうし、というような議論に進んでいった方がいいのではなかろうかと感じます。

以上でございます。

吉田座長 どうもありがとうございました。

新山委員。

新山委員 今回の御意見に関してですけれども、私も、まだ御発言、これからの方もいらっしやいますけれども、聞いていまして、やはり議論や対応措置を考えるのを考えやすくするために状況を整理をしていった方がいいと思いますので、今おっしゃったことに賛成なのですけれども、その場合に、国産米と輸入米という視点もありますけれども、むしろ健康影響やそれから米の品質と考えた場合には、結局、国産か、輸入かということと重なるわけですが、ちょっと違うカテゴリーで分けた方がいいのではないかと思います。

考えられるのが、まず非食用米ですね。これはもうカテゴリーを別に考える、中身は私

も十分見通せていないと思いますけれども、事故米、もう初めから汚染がわかっている米ですね。それを仮に事故米と呼んでおきますけれども、この事故米には MA 米の一部もあるかもわかりませんし、国産でも例えばカドミウムに汚染されているお米とか、あるいは別の何らかの事故で汚染された米がありますので、輸入米、国産米の両方に事故米相当があるのではないかと思います。それから、それ以外の、わかりませんけれども、何か不適合米があるのかないのかということですね、食用にできない。それから飼料用米、これは汚染されているわけではありませんが、初めから非食用を目的でつくりますので分けておいた方がいいのではないかと思います。それらを大きく非食用米としてくくって、もちろんその中もさらに分けておかないといけないと思いますが、それらがまず何よりも大事なのはフードチェーンに入らないようにする。それが多分優先だと思います。そのためには、それらを明確に識別をする。よくわかりませんが、例えば染めるというふうなことなどが明確にする方法かなと思います。その上でそれらのトレーサビリティを確保する。その場合にはどういうふうに確保するかという議論がまた必要になると思います。

それから、その次に食用米のカテゴリーがある。食用米のカテゴリーの中でも、これまでの御説明を聞いていますと、当初から加工用や業務用に想定されたものがある。それは例えば MA 米の中などにそれが含まれていて、それは当初に粉碎されるということですね。そういうふうに当初から食用だけれども加工用、業務用に想定されるもの、それも輸入米と国産米があるかもわかりません。でも、それは例えば破碎するなどの方法でやはり完全に識別できるようにしておいた方が後から楽かなと思います。ただ、破碎するだけでは、粉になりますと、ほかの粉の状態とわかってても区別がつかないので、これは食用になるからいいわけですし、先ほどの事故米や飼料用米だと単に破碎するだけでは食用米とまざったときには区別がつかないので、この場合には健康影響の可能性が出てきますから、それは粉の状態でもまざっても区別ができるようにしておく必要があるので、それで色をつけるというふうに言ったわけですが、それは例えばで、ほかの方法があれば別です。

それで話を元に戻しまして、食用米の中で当初から加工用、業務用に想定されているものはそういうふうにまた次のカテゴリーとして分けても識別できるようにする。その上でそのトレーサビリティをどういうふうに確保するかということを検討する。最後に残るのが主食用の米ということになりますし、この中にもいろいろな米があって、この米はまた産地の表示などにも対応していかないといけない、回収にも対応していかないといけない。それで、その部分のトレーサビリティをどういうふうにするかということを考えるという

ふうに大きくまずカテゴリーを分けて考えた方が先に進めやすいのではないかと思います。

吉田座長 どうもありがとうございました。

森下委員、何かありますか。

森下委員 今回の御意見に付随するのですけれども、MA 米に限定するのであれば、今ほかの輸入商材については通関を切るときに、例えばこれは基準値を上回っていますといういわゆる事故食材ですね。それについてはすべてシッパックをするわけですし、これは輸入業者もリスクを持っていますし、私ども実需者もリスクを持ってすべてシッパックするという形ですので、MA 米を、事故米を絶対に日本に入れないということであれば、通関を切る段階で検査を当然しますので、そのときに一般の社会と同じようにすべてをシッパックするという形をとれば一旦は、MA 米については問題はもうそれほどあと残ってはこないのではなかろうかと思っておりますので、そうすると、では国内のものでどういった問題があるのかというのを、議論をその次はすればいいのではないかと思います。ですから、今回、シッパックをどんどんしていくということになったということですので、私どももかなり安心はしたところではありますけれども、以上です。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 政府が持っております事故米の取り扱いについて御説明したいと思っております。まず事故米については幾つかございますけれども、食品衛生上非常に問題がある。これは農薬の場合、あとカビですね、こういうことでございます。それで、まず通関時におきましてそれがわかったといいますが、検査するので仮に残留農薬基準違反だという場合には、これはこれまでそれを工業用に売るということをやって今回のような問題が起きたわけですが、これからはシッパックもしくは廃棄ということで、これは入ってまいりません。あと米の場合はやはり倉庫の中で、これは別に外国産、国産、関わらない話ですが、倉庫の中において保管当時に保管している段階でカビが生えるというものがございます。これについては、政府が持っておりますものについてはすべてこれから廃棄をすると決めさせていただいたところがございます。

民間の方でお持ちのお米の倉庫段階でのカビというのですか、それについて食品衛生法とか、そういう意味での規制は当然ございますけれども、流通規制という形で今私どもが何かしているということではございません。政府が持っているお米に対する対応としてはそういう事故米をこれまで工業用に販売してはありますが、今後は検疫の段階、倉庫での

発生の段階でもとにかくシップバック、廃棄をするということなので、少なくとも MA、もしくは政府が持っているお米については、そのようなお米は市場には流通しないということになるかと思います。

吉田座長 では、阿南委員。

阿南委員 今カビの問題ですけれども、前回も言いましたが、アフラトキシンについては減ることはないですよ。最初はわからなくても、やはり増殖することだってあるわけですね。だから、それを廃棄すると言いますけれども、その廃棄を一体だれがどこで責任を持ってやるのか、それは変形加工事業者がやるのか、どなたがやるのか、流通している段階でもまたそのカビの心配はあるわけですね。そこはどういうふうに管理されるということなのでしょうか。

枝元計画課長 アフラトキシンについては、今御指摘のとおりいろいろな意味で化学上というのでしょうか、増殖の可能性等を含めてカビだと認識しております。少なくともアフラトキシンについては政府が、まず海外から来たときにそれがわかっただら、これはもうシップバックをするか、廃棄というのはいわゆる焼却でございます。これは国が焼却するというところでございます。国自らがですね。それで、あと倉庫の段階で仮に MA 米なり国産米においてアフラトキシンが確認されたということについては、それについても要は政府が焼却をするということでございます。委託変形加工というの、要は加工工場に売っていいよというお米についていわゆる主食への横流れを防止するために割るということでございます。少なくともアフラトキシンが出たものについては委託変形加工という工程に入るわけではなくて、それはもう焼却という形で廃棄をするということのをこれからはやるということをこの前決めたということでございます。

阿南委員 これからやるということですか、政府と言ってもどこになるのですか。

吉田座長 農水省でしょう。

枝元計画課長 ええ、私どもが所有しておりますので、私どもの方で処理をするということでございます。

吉田座長 新山委員。

新山委員 すみません。今のことを確認させていただきたいのですが、そうしますと、米について工業用に使用されるものはなくなると理解してよろしいのでしょうか。もし工業用米というものがあるのでしたら、それはやはり非食用米としてフードチェーンに入らないようにする方法が必要なのではないかと思います。

それともう一点、今のカビ米などは、汚染米はすべて焼却するということでしたけれども、それは政府の職員自らが焼却されるのか、あるいは焼却業者に引き渡すということになりますと、こういうところがトレーサビリティの観点でのコンタミネーションを防ぐという手法になるのですけれども、焼却業者に引き渡すということになりますと、その前にはやはりそれが引き渡された後にコンタミネーションを起こさないために識別できるようにしておく、つまり例えば色をつけたりして、その後引き渡すというふうにはしておかないと、今回のように、性善説に立てばいいのですけれども、いろいろなことが起こり得るということ想定したら、焼却業者に引き渡して焼却してもらうということだけでは担保にならないという、そういうところまで考えたくありませんし、色をつけるだけでお金がかかるわけですけれども、今の状況からすると、特にそういう事故米については決してフードチェーンに入ってははいけませんので、きちんと管理をしておくということを考えると、慎重な対応が必要なのではないかと思えます。ちょっと個別的な話ですけれども。

吉田座長 それでは、どうですか、樋浦委員、藤田委員。

樋浦委員 今お話があった中で、米に色をつけるという案が出ておりますね。それで次回でもよろしいのですけれども、そういう色をつける場合にはどういう物質をどういう場所につけるのか。かつてそういうことをやったことがあるということですが、要するにコストですね。どのくらいコストがかかるのかちょっと気になる場所ですので、次回でもよろしいのですけれども、仮に染色する場合にどのくらいコストがかかるのか、どのような場所でやるのか、ちょっと教えていただきたいのが1つです。

それからちょっと戻るのですけれども、先ほどコンビニの米がどのくらい使われているかちょっとわからないというお話があったのですが、社団法人の日本べんとう振興協会というのがありまして、コンビニに弁当類を納めている会社の団体の社団法人ですね。そこに50社加盟しておりまして、年間の米の使用量が大体32~33万トンでございます、現状。ですから、コンビニについてはほぼカバーしておりますので、コンビニだけに限って言えば32~33万トンを使っている。それから、スーパーで弁当、おにぎりをやはりつくっております。これも中食に入りますので、これが例えば10万トンあるとしますと、中食では、概ねのめどですけれども、40万トンぐらいなのかなと、プラスアルファですね。そうしますと、外食も入れて二百数十万トンというお話がありましたので、外食の方が量が多いと思えます。外食の市場規模が大体今二十数兆円ですか、中食は大体7兆円と言われておりますので、大体その金額と量もほぼ比例するのかなというふうに考えます。これはち

よっと参考の資料でございます。

あとは藤田さんにバトンタッチします。

吉田座長 何かトレーサビリティ、幾つか議論の点では何かございますか、御提案。

樋浦委員 私も基本的にはトレーサビリティ、MA を主体に考えたらいいのかなと思うのですけれどもね。要するに、カビが生えたものは全量焼却されるということですから、具体的に染色するかどうかは別にして、そうであれば今回の委員会の主たる議論はMA 米に7、8割割いてもよろしいのかなと考えます。

それからもう一つ御参考なのですが、さっき吉野家でしたか、米がどこのサイロだとかというようなお話があったのですが、私どもはほとんど米の卸からもちろん買うわけですが、大体産地指定と銘柄の指定をやっているのですね。おにぎりもお弁当も大概ブレンドしているのですけれども、例えばおにぎり用でしたらえぬきとかコシヒカリを何十%という指定をしてブレンドをする。それから、弁当用でしたらひとめぼれとコシヒカリとか、そういうふうな、それでコシヒカリについては例えば栃木のコシヒカリとか、もちろん栃木だけではありませんけれども、茨城とか千葉とか、そういうような産地及び銘柄指定をして卸から買っておりますので、卸については私どもはそれを信用しているわけなのですけれども、あと藤田さんからそのお話がまたあるいはあるかもしれませんけれども、一応御参考に申し上げました。

吉田座長 ありがとうございます。

藤田委員。

藤田委員 私どもは卸段階に流通してくるまでの段階に関しましては川崎委員の方から説明があったとおりでございます。そしてまた私どもがやはり提供させていただく、量販の方はきょうはお休みですが、樋浦委員、あるいは森下委員の方からあったとおり、非常に厳格、厳しい条件のもとでやはり我々は供給体制をとらせていただいている。だから、文字通りトレースそのものに関してはほぼでき上がっているのではないかなと思うのです。それは各ニーズに応じてやはり全部トレースの仕方は違いますが、基本はすべて一緒でございます。

ただ、ここで今そういう事故米が起こった場合の処理に関して議論されておりますが、やはりこの事故米に関しても今、焼却処分、廃棄しますということ、これであれば非常に簡単に処理できるなというふうに一旦とらえがちなのですが、やはり今回、1つ川上から川下までという中でとらえた場合、焼却をしていくという、その焼却場所、設備ですね。

これは新山委員がおっしゃっていた性善説でとらえていくなればそういう後の心配をする必要はないですが、やはりそれだけの規模、能力というものの確認ができているのかどうか、これは今の今日この場で議論しております米だけをとれば、はっきり言って何ら問題ない量だとは思いますが、だけれども、これに類した形で検討していかなければならぬのが麦もあると思うのです。そういう非常に広義な形で考えた場合にはもう少し行政の方でバランスもって見ていただいた方がいいのではないかと思います。

それとともに、今後、検討すべき課題として出ております中で、ちょっと各論の部分になってきますが、やはり一番最初、問題が発生したときとなっておりますが、じゃあこの問題というのはどの範疇までをとらえていくのであろうか。今回あった事件でもそうですが、どういう問題であったのか。そしてまたどの法令に基づいて対象としてこの事案が取り上げられているのかということもこれは考えておかなければならない重要な点だと思います。その場合には、やはり今、このペーパーで出ている範囲では端的には食品被害の発生という、これも非常に広義な意味だと思うのですが、これを食品衛生法、文字通り食の安全を守る法律で見た場合、やはり食中毒とか、あるいは各論は細かく規定されております。こういうもので見た場合、では我々は今からどの部分に傾注してこの問題の再発防止に努めていくのかということにももう少し論点を絞り込んでいく必要があるのではないかと思います。

吉田座長 酒井委員。

酒井委員 先ほど樋浦委員からの質問と共通ですけれども、食用と非食用を分別して流通できるようにするために色をつけるとか破碎をするというようなことがなされたり、考えられたりしているわけですがけれども、そのコストがどのぐらいで、それは効果が上がるのか。例えば破碎をしても、その後また粉にして、食用、つまり主食用の米にはならないけれども、加工用としては流通できてしまうのか。技術的な話で恐縮なのですが、私たちが食用と非食用と分けて議論を進めていくことができるのかに関わるので、色をつけたり破碎したりすることの費用と効果について情報があればと思います。

吉田座長 それは次回でもいいですか。

酒井委員 はい。

吉田座長 それでは、枝元課長、お願いします。

枝元計画課長 すみません、ちょっと自分の頭を整理したいこともございまして、今、

各委員からお話がありました。まず1つは食用と工業用という世界がございます。それで工業用については基本的にはやはり食用にならないもの、代表例として言いますと食品衛生法に違反するようなものがございます。それで、これについては当然ながら政府が持っているもの、また民間流通のものがあるかと思いますが、少なくとも政府が持っているものについては今回の事件を踏まえて焼却処分をするということにいたしました。現在、焼却を進めておりますが、これについては各地方公共団体がお持ちの焼却場といいますか、廃棄物処理場に持ち込みまして、今はそんなにものすごい量ではございませんので、職員が立ち会って焼却を見届けているという対応をしているところでございます。

それで、工業用のものがないかという意味では、政府のものにつきましては人工骨材用に売っている部分というものが若干ございまして、そこについてはもう少し売ることがございますけれども、基本的に今後、工業用に売るということはなくなると考えております。ただ、民間の流通の方では工業用に売られるものはあると思います。これは基本的にやはり食べられないお米というふうに、完全に一致するかどうかは別として、そういうふうに思っただくということがまず1つあるのかなと。

あと、食べられるお米につきまして幾つかございまして、あと新山委員のお話ですと、食べられるものの前に飼料用、餌ですね。餌というジャンルがあるということでございまして、これは確かに飼料用ということで例えば政府米の古いものですとか、今ですとMAとか売っておりますけれども、これ自体は、例えばこれから農家の方が自給力、自給率の観点からおつくりいただくというようなことも含めて言いますと、食べられないかという食べられないことはないといいますが、おいしいかどうかは別として、少なくとも健康に影響を与えるものではないということは1つございます。いずれにしても飼料用のためにつくり、できるだけ量を多く取る、できるだけコストをかけないようにつくる、そういう形でやっていくジャンルというのが1つございます。

あと食用、そのお米なりお米の粉を使って直接我々が食べるというのが食用だと思うのですが、その食用にいわゆる精米、御家庭なり外食なり中食なりで粒の形で食べるという部分と、あと粒のまま、もしくは粉になった形で加工されて、先ほど申し上げた商品例いろいろございますが、おせんべいになったり焼酎になったり味噌になったりというその部分がございます。じゃあその加工用に使われているものが食べられないかということそんなことはなくて、また健康上何か影響があるかということ、これは当然なくて、そういう意味からすると、米の特性というのはやはり加工用と言ったり何とか用と言ったとして

も、見分けがなかなかつかないということだろうと思います。そういう意味からすると、次回、ベンガラを使って今、カドミについては処理してございますが、そのコスト等につきましては御報告いたしますが、そういう意味ではやはり見た目でわからないということもあって、MAの加工用については主食用に、衛生上流れてはいけないという意味ではなくて、先ほど申し上げた国内需給に影響を与えないとかという観点で破砕をするという形で、少なくとも御家庭で食べるようなお米にはできないようにしているということでございます。

吉田座長 どうぞ、藤田委員。

藤田委員 今、用途別の問題が出てまいりましたので、ちょっと蒸し返しの話になって申しわけないですが、私、前回、用途限定米に関して資料提供をお願いして今日出しているのですが、この中で先ほど出ました飼料用、この部分が出ていないのですね。加工用はお願いしたとおり大体出ていると思うのですが、やはり飼料用の部分が、ほかの委員さんからも出ておりますが、やはりデータが出ていない。この辺も流通をもう少し明確にわかりやすく説明していただいたらどうでしょうか。できれば次回でも資料がお願いできればと思います。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 申しわけございません。飼料用につきましては一応16ページでお出しをしたつもりでございます。現在、飼料用につきましては事実上、MA米しか供給がされてございません。これから飼料用ですとか米粉用のお米を国産として推進していきたいという気持ちを持っておりまして、いろいろな予算要求とかをしてございますが、現在、お米の形で飼料用に使われているのはMAだけでございますので、この16ページ、17ページしか御説明ができないということでございます。

藤田委員 はい。

吉田座長 新山委員。

新山委員 先ほどのカテゴリー区分の位置づけについてちょっとこだわりますが、先ほど再整理していただいたとおりなのですが、健康に影響を与える可能性のあるものを別カテゴリーとして扱う、これはもう大体皆さん一致していると思いますが、食べられるけれども、用途が違うもの、これは先ほど課長がおっしゃったように食べられるわけですが、もともと違う用途のために用意されていたものが何かのことで例えば主食用にまざったり、あるいは加工用の原料に使われたりすることがありますとまた非常に大きな不信

を招きますので、そこも食べられるものであってももともとは違う用途に準備されたものはやはり主食用、あるいは加工用のものとはまざらないように何らかの方法できちんと措置をしていくことが必要で、今やはりそこも残念ながら性善説に立てない状態ですので、そこもきちんと措置をしていく必要があるのではないかと思います。

それからもう一つ、私がこの議論を進めやすくするためにカテゴリーを考えた方がいいのではないかと考えたために、今そのカテゴリーの方に非常に議論が集中しましたけれども、私としましては、冒頭に言いましたように、手段はやはり併用してやっていくことが必要だと思いますし、先ほど酒井委員がおっしゃったように、たとえ破碎をしたとしても今の状態を考えますと、やはりそれに加えてトレーサビリティの仕組みを確保しておく、それから仮に色づけが可能かどうか私もわかりませんので、それはデータをいただきたいと思いますが、仮に色づけしたとしても、それがきちんと扱われるかどうかを見ていくためにもやはりトレーサビリティの確保が必要ですし、さらに言えば主食用の米についてはトレーサビリティしか方法がありませんので、そこをどうするかを考えないといけないと思います。特に、なかなか難しいのではないかと感じておりましたが、先ほど藤田委員がトレーサビリティはでき上がっているとおっしゃいましたので、非常に心強く感じましたので、実現可能なトレーサビリティの方法が検討できるのではないかとこのように感じました。

川崎委員 座長。

吉田座長 川崎委員。

川崎委員 今、新山委員が御発言なさったのですけれども、私の感じからすると、今の主食用か加工用かというよりは、現実的には食用か、非食用かということなのだと思うのですよ、現実的には。外国産はちょっと別に置いて、国産の場合を考えれば、等級品ということであれば、食用に行くものはいわゆる主食用で店頭で精米されて、精米で食べるものでもいわゆる業務用でも、あるいは酒用の米も、みんなこれは等級品なわけですね。ですから、ちょっともう少しその我々の中の議論の認識の統一が必要だというのは、食用か加工用かではなくて、主食用なのか加工用なのかということではなくて、食用なのか、非食用なのか、その際に、その非食用の中に餌を入れるのか入れないかというのはちょっと議論があると思うのですけれども、餌とか工業用とかあるという世界で整理をしていかないと話がちょっとややこしくなるのではないかとこのように思うのですね。

吉田座長 わかりました。

川崎委員 それは私の意見です。

吉田座長 ちょっとその辺はあれですけども、とにかく主食用はある程度目に見えるのですが、今回出てきているのは言うなれば加工用で、目に見えない部分ですね。だけれども、現実には産地の段階では多分同じなのですよ。

川崎委員 産地の段階では同じなわけです。

吉田座長 だから、そこを少し丁寧にこれからちょっと事務局とも詰めますが、確かに新山委員のおっしゃることと川崎委員のところとどういうふうにつなげていくかということがあるかなと。産地の段階は全く同じなのですよ。

森下委員 よろしいですか。

吉田座長 はい。

森下委員 川崎委員がおっしゃるとおりで、食べられるか食べられないかというか、体に害があるかないかという分け方しかないと思うのですよ。工業用に回るというか、飼料に回るのも、例えば田んぼで稲刈りをする直前に大雨が降ってしまって倒れてしまいましたと。それは芽が出てしまったりして、実は食べても全然問題はないのだけれども、おいしくない。だから主食用として出荷できない。だから飼料に回る、あるいは加工用に回るということだけなので、今議論すべきことというのは、体に害があるものがいかに国内に流通しないか、あるいは国内でもカドミウムだとかが流通しないかというトレースをやることが必要ではなからうかと思えます。

以上です。

吉田座長 それでは、少し簡単をお願いします。

新山委員 これからの議論でいいとは思いますが、それほど言っていることは変わらないのではないかなと。すべてのものがそうですけれども、最初から別の用途で準備されているものと、それからある用途で準備されていても、途中で状況によって用途が変わってくるというのはこれは幾らでもあることですので、ともかく用途が変わった段階でその用途用のものと、それから別の用途用ものがまざらないようにしていく、そういうふうを考えるのが基本なのではないかなと思えます。

吉田座長 どうもありがとうございました。

ちょうど5時になりましたが.....。

阿南委員。

阿南委員 時間がないところをすみません。トレーサビリティの確保ですとか、それは

本当に農水省の最大の仕事だと思っているのですが、ちょっと変なことを申し上げるようなのですけれども、MA 米の販売者が政府ということは、農水省ですね。そうしますとトレーサビリティの確保をしたり、安全を確保したりというところが、販売を一緒にやっているというところが結構問題だなどと思っております、例えばそれを農水省は MA 米の販売をしない、国税庁が関税をかける関係でもその販売を担うとかというような話というのは考えられることなのではないでしょうか。

吉田座長 ちょっと、多分これは今その阿南委員の議論を進めますと、例えば備蓄米をどうするか、それから MA 米だけではなくて、そういう全体の仕組み全体をどう変えるかということになりまして、例えば備蓄米をやらないという議論にもつながる可能性があります。そのところは一応今現行の食料法の範囲内でどうするかという議論にできれば絞っていただきたい。そうしないと、この議論が進まないと思うのです。国税庁というのは税金でありますから、これはまた全然違う性格だと思うのです。やはり食料の供給は農水省でありますし、多分各省庁の省令を全部変えないといけないことになるというふうに私は理解しています。ですから、そのところまで議論すると、もう前段階の議論になってくる。食料の安定供給はどこがやるのかという、これは国税庁ではないと思います。しかも、それをもしやるとしたら、これは全部国会での議論になると思うのです。

阿南委員 私は今回の問題はそういう全体の構造自体が問われている問題だととらえています。ここでやらないというのならそれはそれで仕方がないのかもしれませんが、やはりそういう角度からといたしますか、その辺の議論はやっておく必要があるのではないかと考えています。

吉田座長 意見は意見として、お聞きしておきますが、国税庁ということはまずあり得ないと思います。税金を取扱う部署ですから食料の安定供給の部署とはちょっと違う、国税庁さんが酒をやっているのは税金の関係ですから。

樋浦委員 1つよろしいでしょうか。

吉田座長 はい。

樋浦委員 直接関係があるわけではないのですけれども、消費者庁が今度できたわけですね。(発言ママ) そうすると、今回、消費者庁も本来であれば関係があるのしょうけれども、オブザーバーで出るとか、全く切り離されたところで議論していいかどうか、消費者庁も何らかの形で、せめてオブザーバーぐらいで出たらいいのかなというふうには個人的には考えたのですけれども。

嘉多山消費・安全政策課長 この会議にオブザーバーということですか。

樋浦委員 可能であれば。

嘉多山消費・安全政策課長 消費・安全局でございます。事故米の案件については消費者庁というか、内閣府の国民生活局で「プレ消費者庁」ということでとりまとめていただいております。事故米についての情報の公表とか共有化というのは、今は国民生活局が政府全体を束ねる中でやっております。あちらにも全部情報は入っていますし、私どももある情報はすべて差し上げるという形になっておりまして、国民生活局に私どもが情報を出すと、関係の各省庁にも情報を共有化していただけるという仕組みに政府全体としてはなっております。再発防止策についても、国民生活局が中心になってまとめて、それに沿って検討していくことですので、国民生活局には十分に承知をして頂いていると思います。

吉田座長 樋浦委員の意味は、できればこの会議に出てもらいたいということですね。

樋浦委員 まあ、一般国民の目線から行くとそういうことが……。

吉田座長 まあ、そこのところは事務局等で検討してください。

それでは、大変活発な御議論をしていただきまして、幾つか議論しなければならない点があるかと思いますが、ただ今日少し議論の中でトレーサビリティが中心でありましたが、実は原料米の原産地表示の仕組みをこれまたどうするかという問題、これは弁当や何かについてはもうすでにできる体制になっているということであるならば、もうちょっときちんとしたところまでやるかどうかということ。

それから、業者の問題ですね。流通規制、これは非常に緩和しておりまして、実は最大の根っこの問題は、私は個人的には流通規制の緩和になって、米の業者がいろいろな業者が来た。そこに対して登録制になっていますから、この問題で果たしてその流通規制に対してどういう形で規制をかけていく、あるいは罰則をどうするか。米というのは1年、少なくとも政府は3年ぐらい持っているわけですから、いろいろな米も、普通の野菜と違いまして初めの段階で安全であっても何年かとっておくとやはりおかしな問題が出てくる。そういう問題も含めた形の議論も少しこれからやっていかないといけないということで、特に罰則の問題、出たときの迅速な対応という問題から、コンタミの問題が出ましたけれども、もう一つは罰則、規制をどうするかということも今後ぜひ議論していただきたいと思っております。

今日は長時間、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から。

枝元計画課長 ありがとうございます。

第3回でございますが、10月29日の午後1時から、今度は農林水産省の7階の講堂において開催いたします。場所が変わりますので、御注意をお願いいたします。

第3回と10月31日の第4回につきましては、今後の具体的な仕組みの検討に際して、トレーサビリティなどを実施していただくこととなります業界の方々などのヒアリングという形で、外食、弁当業界、また包装米飯、加工食品、米菓、お酒、また卸、小売、農業者団体の方々から2回に分けてヒアリングをお願いしております。少々きつい日程でございますけれども、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

吉田座長 また同じように議事録を取りまとめますので、よろしくお願いいたします。  
では、今日はどうもありがとうございました。

### 3 . 閉 会